

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和元年9月19日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂畔勝町、上賀茂桜井町、上賀茂池端町、上賀茂池殿町、上賀茂壱町口町、上賀茂西後藤町、上賀茂中ノ坂町、上賀茂六段田町、上賀茂中山町、上賀茂津ノ国町、上賀茂毛穴井町、上賀茂大柳町、上賀茂藪田町、上賀茂石計町、上賀茂赤尾町、大宮開町、西賀茂神光院町、西賀茂南今原町、西賀茂北川上町、西賀茂下庄田町、西賀茂井ノ口町、大宮南山ノ前町、鷹峯黒門町、鷹峯南鷹峯町及び大宮西野山町の各一部

京都市左京区下鴨水口町、上高野上畑町、上高野山ノ橋町、上高野西氷室町、上高野仲町、上高野下東野町、八瀬秋元町、岩倉上蔵町、岩倉中河原町、岩倉南木野町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉村松町及び岩倉北桑原町の各一部

京都市山科区北花山市田町、北花山中道町、小山御坊ノ内町、川田欠ノ上、勸修寺東出町、勸修寺東金ヶ崎町、西野山中鳥井町及び西野山中臣町の各一部

京都市南区吉祥院前田町、吉祥院東前田町、吉祥院池田町、吉祥院嶋檜山町、上鳥羽苗代町、上鳥羽藁田、上鳥羽卯ノ花、上鳥羽中河原、上鳥羽川端町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦袴田町、常盤出口町、西院西溝崎町、西京極徳大寺団子田町、梅津坂本町、嵯峨広沢西裏町、嵯峨大覚寺門前八軒町、嵯峨大覚寺門前井頭町、嵯峨鳥居本中筋町、嵯峨観空寺明水町、嵯峨天龍寺椎野町、宇多野御池町、鳴滝西嵯峨園町及び梅ヶ畑古田町の各一部

京都市西京区上桂前川町、上桂前田町、上桂大野町、桂清水町、桂畑ヶ田町、桂浅原町、桂北滝川町、川島尻堀町、下津林南大般若町、下津林前泓町、檜原八反田、御陵内

町，嵐山上海道町，嵐山薬師下町及び嵐山宮ノ北町の各一部

京都市伏見区向島津田町，桃山町大島，桃山町因幡，深草大亀谷東古御香町，深草大亀谷六躰町，深草大亀谷東久宝寺町，深草谷口町，竹田中内畑町，竹田西段川原町，竹田浄菩提院町，竹田西小屋ノ内町，竹田田中宮町，中島河原田町，中島樋ノ上町，中島鳥羽離宮町，中島中道町，横大路天王前，横大路橋本，横大路鋏ノ本，横大路畔ノ内，横大路菅本，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖里ノ内，納所北城堀，納所星柳，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我東町，久我西出町，羽東師菱川町，羽東師古川町，羽東師志水町，羽東師鴨川町，淀下津町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和元年9月19日から同年10月4日まで（ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）